

# 障害のある方

## ①手帳の交付、相談窓口

### 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者 保健福祉手帳の交付

これらの手帳を持つことによりさまざまな福祉サービスが受けやすくなります。

身体に障害のある方は身体障害者手帳、知的障害のある方は療育手帳、精神に障害のある方は精神障害者保健福祉手帳の交付が受けられます。

### 保健福祉センターでの相談

#### 各区役所・宮城総合支所障害高齢課、 秋保総合支所保健福祉課

障害のある方の療育、生活などあらゆる相談に応じます。

### 障害者総合支援センター(ウェルポートせんだい)

☎ 771-6511 FAX 371-7313

身体に障害のある方をはじめ、高次脳機能障害や難病の方等の専門的な支援を行い、どのような障害があっても、ご本人の望む場所でその人らしく生活できる地域づくりを推進します。



📍 泉区泉中央二丁目24-1

### 北部発達相談支援センター(北部アーチル) 南部発達相談支援センター(南部アーチル)

#### 北部発達相談支援センター(北部アーチル)

※青葉区、宮城野区、泉区にお住まいの方

☎ 375-0110 FAX 375-0142

#### 南部発達相談支援センター(南部アーチル)

※若林区、太白区にお住まいの方

☎ 247-3801 FAX 247-3819

自閉スペクトラム症、知的障害、脳性麻痺など、あらゆる発達障害の方々の相談・支援を行っています。※相談は予約制です。あらかじめお住まいの区を担当するアーチルへ電話でお申し込みください。

📍 泉区泉中央二丁目24-1(北部アーチル)

📍 太白区長町南三丁目1-30(南部アーチル)



精神保健福祉総合センター(はあとぽーと仙台) →31ページ

仙台市権利擁護センター(まもりーぶ仙台) →37ページ

### 障害者就労支援センター(はたらポート仙台)

☎ 772-5517 FAX 772-5519

障害のある方の就労について、総合相談とサポートを行っています。

📍 泉区泉中央二丁目1-1 泉区役所東庁舎5階



### 障害者相談支援事業所

仙台市障害者相談支援事業を受託した相談支援事業所が、地域で生活している方の生活相談や支援を行っています。

所在地	事業所名	電話番号 FAX番号
青葉区	ふらっと青葉 (青葉区社会福祉協議会内)	265-5320 265-5262
	ほっとすペース	225-6551 212-2520
	とびら (びぼっと支倉内)	261-3664 261-3661
宮城野区	ハンズ宮城野 (宮城野障害者福祉センター内)	295-7440 295-7440
	つるがや地域生活支援センター	388-4388 388-4377
	宮城野雲母倶楽部+らいふ	254-6757 254-6757
	「ホープ」	293-1051 295-7194
若林区	ぴあら若林 (若林障害者福祉センター内)	282-5188 282-5188
	てれんこ	716-8152 716-8118
	くれよん(ピボット若林内)	282-4671 282-4672
太白区	ハンズ太白 (太白障害者福祉センター内)	308-8834 308-8834
	向日葵ライフサポートセンター	741-2880 741-3735
	サポートはぎ	302-7460 746-6882
泉区	ふらっと泉 (泉障害者福祉センター内)	771-2728 771-2730
	ソキウス	718-0768 718-0769
	ピース・スマイル	378-3630 342-5662

### 障害者虐待防止・差別解消相談ダイヤル

☎ 214-8551 FAX 214-8552

障害のある方への虐待を見かけたとき、また、障害当事者の方が虐待を受けたと感じたときはご連絡ください。

障害を理由とした差別に関する相談も受け付けています。

## 専門的な相談窓口

### 視覚障害者の方への相談支援

センター名	電話番号 FAX番号
仙台市視覚障害者支援センター	341-1728 341-1729

### 発達障害の方への相談支援

センター名	電話番号 FAX番号
仙台市自閉症児者相談センター	294-0452 285-2430
仙台市第二自閉症児者相談センター	343-7485 343-7486

### 難病の方への相談支援

センター名	電話番号 FAX番号
仙台市難病サポートセンター	796-9131 211-1781

## ひきこもり地域支援センター

☎ 285-3581 FAX 285-7505

ひきこもり状態にあるご本人やそのご家族等の相談や支援を行っています。

📍 若林区遠見塚1-18-48

## ② 自立支援給付等

### 介護給付・訓練等給付等

🏠 各区役所・宮城総合支所障害高齢課

#### 利用対象者

身体障害児者、知的障害児者、精神障害児者および難病等対象者の方。

#### サービスを利用するには

区役所等の窓口申請をし、利用できるサービスについて支給決定を受ける必要があります。利用者の希望や生活環境などが配慮されます。

#### 利用者負担

所得に応じた自己負担上限額の負担となります(ただし、サービスにかかる費用の1割が上限に満たない場合は、1割の負担になります)。低所得の方(生活保護世帯、市民税非課税世帯)の利用者負担は無料です。

#### 利用できるサービス

ホームヘルプサービス、ショートステイ、グループホーム、施設入所、放課後等デイサービス、その他日中活動サービス(生活介護、自立訓練、就労継続支援など)。

## 自立支援医療

所得や疾病・障害等に応じた自己負担上限額の負担となります(ただし、医療費の1割相当額が上限額に満たない場合は1割相当額の負担となります)。

### 精神通院医療

🏠 各区役所・宮城総合支所障害高齢課、秋保総合支所保健福祉課

精神疾患があるために、継続的に通院が必要な方が対象。指定医療機関で治療上必要な医療を受けるときに支給されます。

### 更生医療

🏠 各区役所・宮城総合支所障害高齢課

18歳以上で身体障害者手帳をお持ちの方が対象。確実な治療効果が期待できる場合で、その障害の除去もしくは軽減を図るための医療を受けるときに支給されます。

### 育成医療

🏠 各区役所保育給付課、宮城総合支所保健福祉課

身体に障害のある18歳未満の児童が対象。確実な治療効果が期待できる場合で、その障害の除去もしくは軽減を図るための医療を受けるときに支給されます。

### 補装具費の支給

🏠 各区役所・宮城総合支所障害高齢課

義肢、装具、車椅子、義眼、補聴器などの補装具を購入、修理または借受けするときに支給されます。

## ③ 各種手当と医療費助成など

### 特別障害者手当

20歳以上で著しく重度の障害のため常時特別な介護が必要な在宅の方に支給します(所得制限あり)。

### 障害児福祉手当

🏠 各区役所・宮城総合支所障害高齢課

20歳未満で重度障害のため常時介護を必要とする在宅の方に支給します(所得制限あり)。

### 特別児童扶養手当

🏠 各区役所保育給付課、各総合支所保健福祉課

心身に重・中度の障害のある20歳未満の児童を監護している父または母、父母に代わってその児童を養育している方に支給します(所得制限あり)。



障害のある方

## 生活福祉資金の貸付

社会福祉協議会各区・支部事務所 →59ページ

## 指定難病医療費助成

目 各区役所・宮城総合支所障害高齢課

指定難病にかかる医療費のうち、保険診療による自己負担分の一部を助成します。

## 医療費給付・助成の相談

目 各区役所障害高齢課・家庭健康課、  
宮城総合支所保健福祉課

## 特別障害給付金

目 各区役所・宮城総合支所保険年金課  
秋保総合支所保健福祉課

国民年金の任意加入期間に加入しなかったことにより、障害基礎年金などを受給できない障害者の方に支給します。

## 心身障害者医療費助成

目 各区役所・宮城総合支所障害高齢課、  
秋保総合支所保健福祉課

通院治療などにかかった医療費のうち、保険診療による自己負担相当分の一部又は全部を助成します(障害の程度によっては年齢制限、所得制限あり)。

## 一定の障害のある方の後期高齢者医療制度への加入について

目 各区役所・宮城総合支所保険年金課、  
秋保総合支所保健福祉課

65歳～74歳で一定の障害のある方は、65歳の誕生日以降、申請していただくことにより後期高齢者医療制度に加入することができます。

後期高齢者医療制度に加入することで、現在加入している健康保険の保険料や医療機関を受診する際の一部負担金の負担割合が軽減される場合があります。

### 対象となる方

- ・身体障害者手帳1から3級、療育手帳Aをお持ちの方
- ・身体障害者手帳4級のうち音声機能又は言語機能等の著しい障害、下肢障害1号(両下肢のすべての指を欠くもの)・3号(1下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの)・4号(1下肢の機能の著しい障害)に該当する方
- ・精神障害者保健福祉手帳1・2級をお持ちの方
- ・障害年金証書1・2級をお持ちの方

### 必要なもの

- ・障害者手帳など障害の状態が確認できるもの
- ・これまでご加入の保険の保険証

## 心身障害者扶養共済制度

目 各区役所・宮城総合支所障害高齢課、  
秋保総合支所保健福祉課

障害のある方を扶養している保護者が生存中に掛金を納めることによって、その保護者に万一のことがあったとき、残された障害のある方に終身年金を支給します。

## 在宅訪問・障害者・休日夜間歯科診療所 (仙台歯科医師会)

☎ 261-7345

一般歯科医での治療が困難な障害のある方のために歯の保健指導と治療を行っています。寝たきりで通院が困難な方のために訪問治療を行います(予約制)。



	曜日	受付時間
障害者歯科診療	月～金曜	9:00～11:30、 13:00～15:30
	土曜	9:00～11:30
在宅歯科診療	月～金曜	9:00～12:00、 13:00～15:00
	土曜	9:00～12:00

📍 青葉区五橋二丁目12-2(福祉プラザ12階)

## ④在宅サービス

### 生活用具などの給付・貸し出し

目 各区役所・宮城総合支所障害高齢課

### 日常生活用具の購入費の支給

障害のある方や難病等の対象の方に、移動・移乗支援用具や入浴支援用具、電動ベッドなどの購入費等を支給します。

### 車椅子の短期貸し出し

一時的に車椅子が必要な方に、原則1カ月まで貸し出します。

### 点字図書の給付

視覚障害の方に点字図書を給付します。

### 図書等の郵送貸し出し

各実施図書館 →74ページ

## 施設利用

目 各区役所・宮城総合支所障害高齢課  
秋保総合支所保健福祉課

### 障害児(者)の家族支援(レスパイト)

介護者の休養などの場合、障害児(者)、難病患者等の一時介護を行います。

## 生活

### 重度身体障害者訪問入浴サービス

目 各区役所・宮城総合支所障害高齢課

## 重度身体障害者寝具洗濯サービス 重度身体障害者緊急通報装置の貸与

📞 各区役所・宮城総合支所障害高齢課、  
秋保総合支所保健福祉課

## 郵便等による不在者投票

📞 各区選挙管理委員会(各区役所総務課)

身体に重度の障害がある方で、一定の要件を満たす方は、郵便等により投票ができます。

# ⑤ 社会参加

## 交通

### 自動車運転免許取得費用の助成 身体障害者自動車改造費用の助成

📞 各区役所・宮城総合支所障害高齢課、  
秋保総合支所保健福祉課

### 交通費助成

📞 各区役所・宮城総合支所障害高齢課、  
秋保総合支所保健福祉課

各種障害者手帳をお持ちで、障害の等級・程度の要件に該当する方は、(1)～(3)いずれかの制度が利用できます。

※敬老乗車証との併用はできません。また、所得による制限があります。

- (1) ふれあい乗車証(バス・地下鉄無料乗車証)
- (2) タクシー利用料助成 (3) 自家用車燃料費助成

### 交通運賃等の割引

種類	問い合わせ先
バス・地下鉄 運賃割引	仙台市交通局案内センター ☎ 222-2256
	宮城交通 ☎ 771-5310
タクシー運賃 割引	宮城県タクシー協会仙台地区総支部 ☎ 256-0356
JR旅客運賃 割引	JR東日本お問い合わせセンター ☎ 050-2016-1600
航空運賃割引	各航空会社
有料道路の 通行料金割引	NEXCO東日本お客さまセンター ☎ 0570-024-024

### 市営駐輪場利用料の減免

#### 道路管理課

☎ 214-8371 FAX 227-2614

各種障害者手帳をお持ちの方は、市営駐輪場の定期利用料が半額となります。一時利用、回数券は対象外です。また、手帳の種類により制限がありますので利用する各駐輪場または道路管理課までお問い合わせください。

### 市営駐車場等駐車料金の減免

二日町駐車場・勾当台公園地下駐車場・

泉中央駅前駐車場・八木山動物公園駅前駐車場 → 94ページ

各種障害者手帳をお持ちの方が運転または同乗する場合、二日町駐車場、勾当台公園地下駐車場、泉中央駅前駐車場、八木山動物公園駅前駐車場が1時間分無料で利用できます。また、カメイアリーナ仙台(市体育館)、本山製作所青葉アリーナ(青葉体育館)、本山製作所仙台市武道館、新田東総合運動場を利用の際に駐車場が無料になります。

### 障害者のための駐車禁止除外指定車標章

#### 各警察署交通課

自家用車を使用している身体障害者、戦傷病者、知的障害者、精神障害者および紫外線要保護者(色素性乾皮症患者)の方で付近に駐車する場所がないなどの場合に限り、駐車禁止除外指定車標章を交付し、駐車禁止区域内での駐車を認めています。

### リフト付自動車による送迎

#### 仙台市障害者福祉協会

☎ 266-0294 FAX 266-0292

公共交通機関の利用が困難な方を対象に、車いすを乗せられるリフト付自動車による送迎を行います。

### 宮城県ゆずりあい駐車場利用制度

宮城県保健福祉部社会福祉課 ☎ 211-2519

公共施設や商業施設などの障害者等用駐車区画について対象者の方以外の不適正な利用の抑止を図るために、歩行が困難な障害者の方などに障害者等用駐車区画の利用証を宮城県が交付する制度です。

## 通訳・ガイド

### ガイドヘルパーの派遣

#### 仙台市障害者福祉協会

☎ 266-0294 FAX 266-0292

全身性障害のある方が外出の際、介添人を派遣します。

### 手話通訳者・要約筆者・要約筆記奉仕員の派遣

#### 仙台市障害者福祉協会

☎ 266-0294 FAX 266-0292

MAIL sotsu@shinsyou-sendai.jp

聴覚障害のある方などに対し、手話通訳者・要約筆者・要約筆記奉仕員を派遣します。



障害のある方



## 盲ろう者通訳・介助員の派遣

みやぎ通訳派遣センター(一般社団法人宮城県聴覚障害者福祉会)

☎ 393-5504 FAX 393-5504

MAIL miyagimourou.haken@gmail.com

視覚と聴覚の両方に障害のある方に通訳介助員を派遣し、コミュニケーションや情報入手に関する支援並びに外出する際の移動介助を行います。

※派遣の利用には、事前の登録が必要となります。

## 手話通訳相談員の配置

障害企画課

☎ 214-8151 FAX 223-3573

各区役所・宮城総合支所障害高齢課

市役所、各区役所、宮城総合支所に手話通訳相談員を配置しています。

## 情報提供・サポート

各区役所・宮城総合支所障害高齢課、秋保総合支所保健福祉課、障害者支援課

## せんだいふれあいガイド

障害のある方に関わる情報を分かりやすく紹介した冊子です。

## 精神保健福祉ハンドブック

精神に障害のある方やそのご家族の方にかかわる役立つ情報を分かりやすく紹介した冊子です。

## 精神保健福祉ガイド はあとページ

心の健康に悩みがある方や精神に障害のある方、そのご家族の方などが、困ったとき、施設やサービスを知りたいとき、仲間と出たいとき、何かを始めたいときなどに役立つ情報を提供します。



## 視覚障害のある方への生活情報提供

仙台市障害者福祉協会

☎ 266-0294 FAX 266-0292

視覚障害のある方が必要とする各種の情報資料を点字および朗読テープ等で提供しています。

## 字幕入りビデオ・DVD、デジター図書の貸し出し

せんだいメディアテーク

☎ 713-4484 FAX 713-4485

テレビ番組などに字幕、手話を入れたビデオテープ・DVDや、図書を朗読したデジター図書などを貸し出します。

## 市政だより(点字版・録音版) → 6ページ

## 図書館の対面朗読サービス

宮城野・若林・太白・泉図書館 → 74ページ

せんだいメディアテーク → 70ページ

ボランティアの方の協力を得て、朗読サービスを行います(予約制)。

## 宮城県視覚障害者情報センター

☎ 234-4047 FAX 219-1642

点字図書や録音図書があります。点字指導や対面音訳、相談業務等種々のサービスを行っています。

青葉区上杉六丁目5-1

## 宮城県聴覚障害者情報センター(みみサポみやぎ)

☎ 393-5501 FAX 393-5502

聴覚障害者やその家族が地域で安心して暮らすため、情報発信、相談支援、手話通訳者・要約筆記者の養成・研修などのさまざまな支援を行っています。

青葉区本町三丁目1-6(宮城県本町第3分庁舎1階)

## みやぎ障害者ITサポートセンター

☎ 781-7488

障害のある方のIT活用を支援するため、パソコン等ITに関する各種相談、IT講習会の企画開催および就労に向けたスキルアップ研修等を行っています。



## 障害者福祉センター

障害者のための各種相談、事業を行うとともに、ボランティアの養成等を行います。

施設名	所在地	電話番号 FAX番号
宮城県障害者福祉センター	宮城野区幸町4-6-2	291-1585 297-0721
宮城野障害者福祉センター	宮城野区大槻16-2	292-8474 292-8476
若林障害者福祉センター	若林区遠見塚東8-1	294-0450 285-2430
太白障害者福祉センター	太白区長町南1-6-10	308-8801 308-8803
泉障害者福祉センター	泉区七北田字道48-12	372-7848 372-8969

## ⑥障害のある方のための住まい

### 身体障害者向け市営住宅

市営住宅総合案内センター

☎ 222-4881 FAX 797-9321

車椅子住宅と軽度身体障害者世帯向住宅があり、条件により単身でも申し込みができます。